



約 款 集

RBC キャピタルマーケット証券会社

2024 年 12 月 2 日現在

目次

総合約款.....	2
一 証券取引口座約款	2
二 保護預り約款.....	10
三 外国証券取引口座約款.....	15
四 国内外貨建債券取引約款	30

総合約款

一 証券取引口座約款

(本約款の趣旨)

第1条 本約款は、お客様と当社との間における取引についてのお客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(対象取引)

第2条 お客様は、本約款及び別に定める各取引の約款（保護預り約款、外国証券取引約款及び国内外貨建債券取引約款をいいます。以下「各約款」といいます。）に基づいて、当社において次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

- (1) 金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に定める有価証券の保護預り取引
- (2) 外国証券取引
- (3) 国内外貨建債券取引

(本約款と各約款の関係)

第3条 お客様が希望される取引に係る約款において別段の定めがある場合は、当該約款の定めが本約款に優先する。

(申込方法等)

第4条 お客様は、当社所定の申込書に必要事項及び共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）をご記入のうえ署名、捺印し、当社に申し込むものとし、当社が本人確認のうえこれに対して承諾した場合に限り、証券取引口座が開設されます。この場合、

2 お客様には、前項の申込書に添えて、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）及び番号法に規定される本人確認書類及び当社がお客様の本人確認を行うために必要と認める書類等（以下総称して「本人確認書類等」といいます。）を当社へご提出いただきます。本人確認書類等をご提出いただけない場合等には、当社はお取引を開始せず、又は停止することがあります。

(保護預り取引)

第5条 第4条に基づき証券取引口座を開設したお客様が、有価証券の保護預り取引のお申込みをされ、当社がこれに対して承諾した場合には、お客様は有価証券の保護預り口

座を開設の上、当社において有価証券の保護預り取引を行うことができます。当社は、有価証券の保護預り取引については、本約款に定めるほか、「保護預り約款」の定めに従い取り扱うものとします。

(外国証券取引)

第6条 第4条に基づき証券取引口座を開設したお客様が、外国証券取引のお申込みをされ、当社がこれに対して承諾した場合には、お客様は外国証券取引口座を開設の上、当社において外国証券取引を行うことができます。当社は、外国証券取引については、本約款に定めるほか、「外国証券取引口座約款」の定めに従い取り扱うものとします。

(国内外貨建債券取引)

第7条 第4条に基づき証券取引口座を開設したお客様が、国内外貨建債券取引のお申込みをされ、当社がこれに対して承諾した場合には、お客様は国内外貨建債券取引口座を開設の上、当社において国内外貨建債券取引を行うことができます。当社は、国内外貨建債券取引については、本約款に定めるほか、「国内外貨建債券取引約款」の定めに従い取り扱うものとします。

(届出事項)

第8条 第4条の当社所定の申込書に記載された住所又は所在地、氏名又は名称、個人の場合には生年月日、法人の場合には代表者の役職名及び氏名、並びに共通番号をもって、お客様のお届けの住所又は所在地、氏名又は名称、生年月日、代表者の役職名及び氏名、並びに共通番号とします。

2 お客様は、原則として、第4条の証券取引口座のお申込み時に総合届出印鑑を届けるものとします。総合届出印鑑の印影等は、当社に開設されているすべての口座処理及び今後開設されるすべての口座処理に適用されます。

3 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、第1項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届けいただけます。この場合、パスポート又は外国人登録証明書等の書類をご提出願うことがあります。

(届出事項の変更)

第9条 お客様が印鑑を失ったとき又は印鑑、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者若しくは代表者から代理権限を授与されている者の役職名及び氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記事項証明書」又は「住民票」等の書類をご提出願う

ことがあります。各サービス及び取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、お客様は当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出ていただきます。

2 前項に基づく届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければお客様の償還金若しくは利子の支払等、振替有価証券等の振替若しくは抹消、保護預り証券の返還のご請求、又は、契約の解約等のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印鑑、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又名称、住所等とします。

(取引時確認事項)

第10条 お客様が当社との取引を行うにあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の適用法令等に基づき、当社が必要と考えるお客様に関する一定の情報（以下「取引時確認事項」といいます。）をご提供いただく必要があります。

2 当社と一回限りではなく継続的又は反復的に取引を行われるお客様については、すでにご提供いただいた取引時確認事項について変更等がある場合、速やかに当社にご連絡いただく必要があります。当社は、ご提供いただいている取引時確認事項が常に最新のものであるとみなすことができますものとします。

3 当社は、お客様よりご提供いただいた取引時確認事項に偽りがある場合、又は、当社において取引時確認事項に偽りがある可能性があると考えお客様に確認を求めたもののお客様から必要な協力を得られなかった場合には、お客様との取引を解除することができます。また、本項の定めによる取引の解除により生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

(お客様による表明及び確約)

第11条 お客様は、以下に掲げる事項について表明するものとします。

- (1) 第20条第1項第7号に定める反社会的勢力に該当しないこと
- (2) 日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行っていないこと

2 お客様は、当社との取引が継続する間、前項各号に掲げる事項が真実である状態を維持し続けるものとします。仮に前項各号に掲げる事項のいずれかが真実ではなくなった場合には、直ちに当社に対してその旨をお届けください。

(法令などの遵守)

第12条 お客様及び当社は、適用のある金商法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

2 お客様は、本約款及び別に定める各取引の約款等に基づく取引の内容を十分に理解

したことを確認し、自らの責任と判断に基づき取引を行うものとします。

(契約の締結の拒絶)

第13条 当社は、お客様が第20条第1項第7号に定める反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合、お客様が犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令諸規則の要請に従っていただけない場合、その他お客様と当社との取引の存在が当社に対する社会的信用又は評価に重大な毀損を与える可能性があるとして当社が判断した場合には、契約の締結に応じません。

(取引の制限)

第14条 前条に定める取引時確認事項について、お客様が、正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、当社は、本約款その他の約款に基づく取引の一部を制限する等、当社が適当と認めた措置をとることができるものとします。

2 お客様が取引時確認事項の提供に期限内に応じられた場合であっても、当社は、当該提出資料、回答内容、それらに関連するお客様の説明内容その他の事情を考慮し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本約款その他の約款に基づく取引の一部を制限する等、当社が適当と認めた措置をとることができるものとします。

3 前2項に定めるいずれの取引の一部の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該サービス又は取引等の制限を解除します。

(協会規則の適用等)

第15条 当社は、お客様から有価証券の売買のご注文をお受けする際には、日本証券業協会の定める規則に従います。特に定めのない有価証券等の取引については、当社の定めるところにより取り扱います。

(前受金等)

第16条 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、予め当該ご注文に係る代金及びその執行に係る手数料等又は有価証券の全部又は一部（以下「前受金等」といいます。）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

2 前受金等を全額お預けいただいていない場合には、日本証券業協会規則又は当社の定める時限までに、買付代金又は売付証券をご入金又はお引渡しいたします。ただし、外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。

3 お客様から有価証券をお預かりする場合は、原則として、事前に事故証券でないこ

とを確認させていただきます。確認の結果、事故証券であったときは、当該有価証券をお預かりしたり、売却等のご注文をお受けしたりすることはできません。

4 募集又は売出しにかかる有価証券の買付けのご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書等を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書等の受領が確認できなかったときは、ご注文はお受けできません。ただし、法令諸規則等の規定により目論見書等の交付が必要でない場合は、この限りではありません。

5 前2項の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

(注文内容の明示)

第17条 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、特定口座の適用の有無、その他注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。

2 当社が必要と判断したときは、当社所定のお手続きをいただく場合があります。

(取引のご報告)

第18条 当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします（郵送又は電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。次条において同じ。）。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。

(取引残高報告書)

第19条 当社は、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のための報告内容を含めお客様に交付いたします。お取引がないお客様は、残高がある場合には1年に1回交付いたします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。なお、この場合であっても、法令に定める記載事項については、当該方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。

2 取引残高報告書を受領された場合は速やかにその内容をご確認ください。

(解約事由)

第20条 次に掲げるいずれかに該当したときは、本約款に基づく各種契約及び証券取引口座は解約されるものとします。

(1) お客様が当社所定の方法により、解約のお申出をされたとき

- (2) 口座管理料が発生する場合、その料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）
 - (3) お客様が届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
 - (4) お客様が本約款及び各約款に定める事項に違反したことにより、当社が解約を申し出たとき
 - (5) 法令に基づく取引時確認ができないとき、その他関連法規又は本約款に基づいて当社がお客様に求める事項に応じていただけなかったとき
 - (6) お客様による反社会的勢力ではない旨の確約が虚偽であることが認められ、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (7) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他前各号に準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）又は、以下のいずれかの者（以下暴力団員等とあわせ「反社会的勢力」といいます。）に該当すると当社が判断に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (8) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ったとき
 - (9) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用い若しくは業務を妨害したとき、又は虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (10) お客様が、当社におけるお客様の口座を、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用し、又は利用するおそれがあると当社が判断したとき
 - (11) 法令諸規則等及び当社規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき
 - (12) 当社が本約款に定める契約に関する業務を営むことができなくなった場合、当該業務を終了した場合その他やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき
- 2 前項に従って、本約款が解約された場合、「保護預り約款」に基づく保護預り口座、

「外国証券取引口座約款」に基づく外国証券取引口座、及び「国内外貨建債券取引約款」に基づく国内外貨建債券取引口座、並びにこれらの口座における各種取引に係る契約も同時に解約されるものとします。

(解約時の取扱い)

第 21 条 前条に基づき各種取引に係る契約、並びに、証券取引口座及び前条第 2 項に掲げる各口座が解約された場合の取扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 当社所定の方法により、お預りしている金銭及び保護預りしている有価証券等を返還します。この場合、当社は、お客様に対し、当社の要した実費の支払いを請求することがあります。
- (2) お預りしている有価証券等のうち、原状による返還が困難なものについては、お客様のご指示により、換金、反対売買を行ったうえで、売却代金等の返還を行います。

(免責事項)

第 22 条 当社は、次に掲げる場合により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。

- (1) 当社とのお取引に使用されるものとして当社にお届けになっている印鑑を喪失したとき、又は名称その他の届出事項等を変更なさる際に、お客様がその旨を当社にお届けになる前に損害が生じたとき
- (2) 当社が定める所定の手続きにより金銭若しくは保護預りに係る有価証券の返還のお申出がなされなかったため又は当社所定の申込書に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するために、当社がお預りした金銭又は保護預りに係る有価証券の返還その他の取扱いを当社が行わなかったとき
- (3) 当社が、当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした金銭若しくは保護預り証券の返還又は元金が相違ないものと認めて、お預りした金銭若しくは保護預り証券の返還又は元金若しくは利金の支払等をした若しくは利金の支払等をしたとき
- (4) お客様の転居又は不在、電信又は郵便の誤配又は遅延その他当社の責に帰すことのできない事由が生じたとき（この場合、当社は、口座に関する諸通知が通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。）
- (5) 保護預り約款第 9 条第 1 項第 1 号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかったとき
- (6) お預りした当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったとき
- (7) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖等の不可抗力

により、本約款及び各約款に定める義務の履行、売買の執行、金銭若しくは有価証券等のご返還若しくは寄託の手続き等が、遅延し若しくは不能となったとき、又は元金若しくは利子の支払いが不能となったとき又は金銭若しくは当該有価証券に係る記録元金若しくは利子の支払いが不能となったとき又は金銭若しくは当該有価証券に係る記録滅失等したとき

(8) 第 23 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(緊急措置)

第 23 条 法令の定めによるとき又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第 24 条 お客様と当社とのお客様と当社との間に別段の合意がある場合（本約款以外の約款に別段の定めがある場合を含みます。）を除いて、第 2 条各号に定める取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は日本法とします。

2 お客様と当社との間における本約款及び各約款に基づくお客様と当社との間の取引に関する訴訟は、別段の定めのない限り、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(本約款及び各約款の変更)

第 25 条 本約款及び各約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改訂されることがあります。当社は、本約款及び各約款を改訂する場合には、これらの改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期を、当該効力発生時期が到来するまでに、書面、電子メール、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 当社は、お客様の個人情報を、プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）に基づき取り扱います。当該プライバシーポリシーの内容は、当社ホームページ

(<https://www.rbccm.com/assets/rbccm/docs/jp/cmj-1.pdf>) でご確認ください。

二 保護預り約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。

2 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- (2) 債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- (3) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第5条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設する

とき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（保護預り証券の口座処理）

第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

（担保にかかる処理）

第8条 お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

（お客様への連絡事項）

第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - (2) 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - (3) 最終償還期限
 - (4) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2** 残高照合のためのご報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに同報告書記載の当社担当部署に直接ご連絡ください。
- 3** 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4** 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(償還金等の代理受領)

第10条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(保護預り証券の返還)

第11条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第12条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第10条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第13条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うこと等があります。

- 2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(保護預り管理料)

第14条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただきます。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(解約)

第15条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) 前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合（融資等

の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)

- (3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第16条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

- 2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第 17 条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- (2) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- (3) 第9条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- (4) お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- (5) 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

(個人情報等の取扱い)

第 20 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名・名称、住所・所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

三 外国証券取引口座約款

第 1 章 総 則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとしします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとしします。

第 2 章 外国証券の国内委託取引

(外国証券の混合寄託等)

第 4 条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4 申込者は、第 1 項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

第 4 条の 2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)

第 5 条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄

託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（上場廃止の場合の措置）

第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社を確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

（配当等の処理）

第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。
- (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
 - a. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が

受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。

4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとし、この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとし、

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとし、

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託

証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとし、ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとし、
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとし、

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとし、

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとし、

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものと

します。

第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い 又は私募の取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第 12 条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第 13 条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

第 14 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

第 15 条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管され

た場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者としてします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

第 16 条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

（外国証券に関する権利の処理）

第 17 条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果实並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を

徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸 通 知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第 19 条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間（海外 C D 及び海外 C P については 1 年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

（諸料金等）

第 20 条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
- (2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

（外貨の受払い等）

第 21 条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第 22 条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 4 章 雑 則

（取引残高報告書の交付）

第 23 条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第 24 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届け出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

(届出事項)

第 25 条 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第 26 条 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第 27 条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第 28 条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第 29 条 申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、

口座管理料を当社に支払うものとします。

(契約の解除)

第 30 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
- (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第 31 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法)

第 32 条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

(約款の変更)

第 33 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民

法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示もしくはインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第 34 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。

(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税

務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

四 国内外貨建債券取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金若しくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。）をいいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。

(受渡期日)

第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(国内外貨建債券に関する権利の処理)

第3条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、申込者に支払います。ただし、保護預り契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 国内外貨建債券に関し、株式の割当てを受ける権利又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。
- (3) 転換権付社債の転換権行使により申込者が指示しない場合には、別途当社が交付した外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (4) 国内外貨建債券に関し、第1号及び第2号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(諸料金等)

第4条 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第5条 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則として申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第6条 本約款に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限ります。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第3条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

(諸報告書等)

第7条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者に交付する取引残高報告書その他諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取り扱うことができるものとします。

(免責事項)

第8条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(約款の変更)

第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。